

会則の一部変更について

会則 第7章 地区協会会則の変更
(地区協会会則の変更)

第27条 この会則は、定款、規定等の範囲内において、地区協会総会の議決を経て変更することができる。

1. 会則の一部変更内容

【現行会則と変更会則案の対照表】

現行会則	(役職と選任) 第10条 地区協会に次の役職を置く (1) 地区協会理事 23人以内 (2) 地区協会監事 3人 2 地区協会理事のうち1人を地区協会会長、若干名を地区協会副会長とする。 3 地区協会理事及び地区協会監事(以下「地区協会理事等」という。)は、地区協会総会において選任する。
変更会則案	(役職と選任) 第10条 地区協会に次の役職を置く (1) 地区協会理事 23人以内 (2) 地区協会監事 <u>2人</u> 2 地区協会理事のうち1人を地区協会会長、若干名を地区協会副会長とする。 3 地区協会理事及び地区協会監事(以下「地区協会理事等」という。)は、地区協会総会において選任する。

2. 会則変更の理由及び効力発生日

(1) 会則変更の理由

地区統合(平成28年4月1日:中央地区・北地区・中央東地区)により監事3人体制を確立しましたが、安定的な中部地区事業運営が図られていることから監事2人体制へ会則変更を提案する。

(2) 会則変更の日程

会則変更のための総会開催日:平成30年6月21日

会則変更の効力発生日:平成30年6月21日